

# 声 明 文

平成16年12月に福島県立大野病院において帝王切開を受けた女性が亡くなられたことに関し、平成18年2月18日に執刀医が業務上過失致死および医師法違反で逮捕、起訴されました。まずは、お亡くなりになった患者様、及びご親族の皆様には心からお悔やみ申し上げます。

本件は、前回帝王切開および前置胎盤に伴う強度の胎盤癒着という極めて稀な症例で、術前診断も非常に困難とされており、治療の難度も高く高次医療施設においても対応が困難といわれております。この度の予期せぬ大出血に対し、執刀医である加藤克彦医師の必死の努力にも拘わらず母体死亡という非常に残念な結果となりましたが、この不幸な結果は、特に医療上過失とされるものではないと確信しております。

医師としてリスクを最小限にする努力義務は当然のことですが、避け難い合併症で結果が悪ければ逮捕というのでは前向きな医療行為は不可能です。この度の逮捕はリスクのある難病に対して真摯に診療を行う医師たちのやる気をそぐような処遇であり、ひいては日本の医療レベルの低下に繋がるものであることから、全く容認することはできません。

我々は、刑事事件として扱われた今回の不当逮捕に対して強く抗議するとともに、このような逮捕、起訴事例が二度と起こらぬように、この際、医療上の事故と過失の定義についても早急に見直しを行い、医師が安心して医療ができ、国民の福祉が一層向上することを切望いたします。

平成18年4月26日

徳島県医師会理事会